

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和 6 年 9 月 1 7 日

○出席委員（１１名）

委員長	山本哲也
委員	南川則之
委員	濱口正久
委員	山本欽久
委員	世古安秀
委員	木下順一

副委員長	世古雅人
委員	坂倉広子
委員	尾崎幹
委員	戸上健
委員	瀬崎伸一

議長	河村孝
----	-----

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井太
議事総務係書記	岡村なぎさ

次長兼 議事総務係長	平山智博
---------------	------

(午後 1時00分 開会)

○山本哲也委員長 皆さん、予算決算常任委員会に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項1、市民参画制度（案）についてを議題といたします。

詳細については事務局より説明します。

平山次長、お願いします。

○平山次長兼議事総務係長 事務局平山です。

私のほうから、この鳥羽市議会サポーター設置要綱とその他資料について説明のほうさせていただきます。

ドライブのほうに格納しております、まず鳥羽市議会サポーター設置要綱のほうをご覧くださいませでしょうか。設置要綱です。すみません、ファイル名がモニターになっているかもしれませんが、中身はサポーター設置要綱になっているので、すみません。

中身のほうを見ていただきまして、まずタイトルが鳥羽市議会サポーター設置要綱となっております。これ順番に第1条から読ませていただきますと、（目的）第1条としまして、この要綱は、市議会サポーターを設置することにより、鳥羽市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

（定義）第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）としまして、市民とは、市内に居住又は市内の企業、学校等に就労若しくは就学している者を言う。

（2）会議とは、議会の本会議、常任委員会、特別委員会、広報広聴委員会及び全員協議会を言う。

3条としまして（定員）市議会サポーターの定員は、10名程度とする。

4条（要件）としまして、市議会サポーターは、市議会のしくみや運営及び地域社会の発展に関心を持ち、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

（1）としまして、年齢満18歳以上の市民であること。

（2）鳥羽市職員でない者とし、2項としまして、前項の規定について、議長の推薦による場合はこの限りでないとしています。

第5条（職務）としまして、市議会サポーターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

（1）議会だより、議会放映等に関する参考意見（文書等による）を述べる。

（2）議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答する。

（3）議会議員と年に1回以上、意見交換を行う。

（4）その他市議会に関することと定めています。

第6条としまして、こちらでは（意見の取扱）として、議長は、市議会サポーターから提出された意見等に関して検討が必要と判断した場合は、関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2項としまして、前項の規定による検討結果は、原則として当該意見等を市議会サポーターに通知するとともに、議会だより、ホームページ等で公表するものとする。

第7条としまして（募集及び選考方法）を定めています。市議会サポーターは、公募とする。ただし、議長は必要と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

第8条としまして（委嘱）です。市議会サポーターは、議長が委嘱する。

第9条（解任）となりますが、市議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会サポーター解任できるものとする。

- （1）市議会サポーターから辞任の申し出があったとき。
- （2）第4条に規定する資格を失ったとき。
- （3）その他議長が必要と認めたとき。

続きまして、第10条（任期）となります。市議会サポーターの任期は、委嘱の日から1年間とし、再任を妨げない。

第11条として（謝礼）です。市議会サポーターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額及び記念品を支給することができる。

第12条（その他）としまして、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則としまして、この要綱は、令和7年4月1日から施行すると定めています。

ここまでは設置の要綱としまして、もう1枚別の資料を見ていただきまして、そちらのほうでは鳥羽市議会サポーターの募集要綱のほうを定めております。そちらのほうをご覧くださいませでしょうか。募集要項というのがあります。

順次読ませていただきます。

まず、タイトルですが鳥羽市議会サポーター募集要綱となっております。

丸の一つ目、目的としまして、鳥羽市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

丸の二つ目、鳥羽市議会サポーターの役割です。点の一つ目ですけれども、議会だより、議会放映等に関する参考意見（文書等による）を述べる。二つ目、議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答する。三つ目としまして議会議員と年に1回以上、意見交換を行う。四つ目としてその他市議会に関することと定めています。

丸の三つ目で人数は10名程度としておりまして、丸の四つ目、任期です。任期は1年として5月1日から翌年4月30日までで再任可としております。ただ、ちょっと注意書きとしまして令和7年度は初年度によるため8月頃の開始を予定という形でこの募集要項に当たってはまたちょっと時期が未定な形もありますので8月頃というふうに書かせていただきました。

次の丸ですが、資格としまして以下の要件をすべて満たすこと。

- （1）年齢満18歳以上の市民であること。
- （2）鳥羽市職員でない者。

ここで（注）としまして、「市民」とはという設置要綱にもありました定義のほう、市民とは鳥羽市内に居

住又は鳥羽市内の企業、学校等に就労若しくは就学している者を言うというふうに書かせていただきました。

次に謝礼等、謝礼についてはなしで記念品等を贈答予定と書かせていただいています。意見交換会の出席等にかかる交通費等を支給します。

次の丸、選考です。応募者多数の場合は選考によりサポーターを決定します。なお、選考により選ばれなかった理由等についてはお答えしませんというふうに書かせていただきました。

次のページに行ってくださいまして、募集の期間となります。

ちょっと始まりの期間が少し未定な部分がありますので、令和7年4月30日と書かせていただいています。が、ここちょっと仮という形で期間のほうは一旦仮でちょっと書かせていただいております。

申込み方法につきましては、別添の申込書用紙に必要事項を記載のうえ、郵送・FAX又は議会事務局までご持参ください。申込書用紙は市ホームページからダウンロードできるほか、議会事務局に備え付けています。

最後に申込み・問い合わせ先としまして鳥羽市議会事務局の連絡先のほうを記載しております。

こちらが募集要項となっていて、先ほど説明しました設置要綱に基づき実施をしていくんですが、募集に当たってはこの内容で募集を当たっていただくという案のほうをつくらせていただいております。

もう一つ、サポーターの申込み用紙というものが添付させていただきましたが、様式についても定めておりまして、こちらにつきましては住所氏名と年齢を細かく書くのではなくて、何歳代、10歳代とか20歳代とかという段階で書く形で作成のほうをしております。あとは連絡先と職業等と、あと応募の理由についてもちょっと簡略できるように事例を書きつつ、その他に自由記述ができるような形で作っております。

一応申込みにつきましては最後のアスタリスクのところですが、いただいた個人情報については議会サポーターに関する業務以外には使用いたしませんという注意書きだけ書かせていただいています。

あと、最後に鳥羽市議会サポーター意見用紙というものをつけさせていただいているんですが、こちらについては簡単な様式にはなるんですが、意見をいただく際にはこちらの用紙で意見をいただければという形で様式を作っております。

以上がこのサポーターの実施に係る要綱等の説明となります。

○山本哲也委員長 事務局からの説明は終わりました。

すみません、幾つか細かい訂正をさせていただいております。特にモニターであったりサポーターであったりちょっと文言が入り混じっているところはありますけれども、そのあたりはサポーターということで統一のほうをお願いいたします。

あと、それと、申込み方法のところでメールでの受付も追加でしていただきたいなど。メールでの受付も可能にしたいというふうに思います。

事務局から説明もいただきましたけれども、これまで小委員会において計9回にわたり協議を進めてまいりました。協議においては先進地である四日市市議会への視察を行い、鳥羽市と四日市市との規模や地理的な違いを加味しつつ、鳥羽市としての市民参画制度を検討してまいりました。本日は提案させていただいた素案について皆様からの意見をいただき、参画制度の制定に向け協議していきたいと思っております。

それでは、こちらの案についてご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 小委員会を何度も開いていただいて、いいものが出来上がりつつあるとは思いますが、ちょっと一つお聞きしたいことがあります。

市民参画という目線で鳥羽市議会のサポーターを募集するということになるので、この設置要綱なんかはそれに向けた表現にはなっているのはよく分かるんですけども、いわゆるサポーターとモニターの違いみたいなところ。見ている人と助けてくれる人みたいなのところでいけば、サポーターというのには少しその政治の分野での専門家の知見をお借りしたい場合に、議会のサポーターになっていただいて顧問弁護士を入れるような感覚なのかな、そういうのも含まれてくる概念かなと思うんですけども、今回この要綱を見ている限りでは、市民でなくてはならないという表現になっているということで、あまりそういうところは検討されずに来たという感じなんですか。

○山本哲也委員長 ご質問ありがとうございます。他市町の事例を調べてみますと、そういったサポーター制度とかというのでどこどこ大学の先生であったりですか、弁護士の方ですか、そういった方を含めたサポーター制度の運用というのは見かけることもあるんですけども、今回あくまでも市民サポーターを公募という形でさせていただきたいなというふうに検討しております。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 よく分かるんです。ただ、せっかく要綱つくっておくのであれば、議長が認めれば市民以外にも入れるよというたし書も置いていただいているので、ちょっとした類推拡大の部分ではいけるのかなとも思うんですけども、ぜひその辺も考えたほうがいいのかと思うのが、サポーターという表現にわざとされているところで感じたところです。すみません、ありがとうございます。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。ご意見もいただきましたけれども、書いてあるとおり、議長が必要と認める枠の運用というところで上手に運用できればいいかなというふうにも思いますので、運用しながらまたその辺も必要に応じて考えていければいいかなというふうに思います。

では尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 まず、市民のサポートが何で必要なのかという議論をどうされたかをちょっと知りたいんですけども。それはなぜかという、私らはもう選挙で勝つ前から市民の代弁者として出てくるわけですよね。それでなくても自分の後援会があります。その後援会の意見、後援会あるよって絶えず後援会とやり取りしておったらどう市民の要望とかいろいろなものが出てくると思うんですね。このサポーター制度というのはNPO法人とか一般社団法人とかそういうのによく使われている仕組みではないかなと僕思っています、うちらはやっぱり法律にのっとってやっていかないかんという部分があると思います。それはサポーターになった方が、やっぱり僕らも守秘義務、可決されてへんものが知れてわたる、いろいろな情報が混乱する可能性があると思っています。そういう議論はどういう流れで解決する方向へ行くのか、そういう議論はどんなのがあったのかちょっと教えてください。

○山本哲也委員長 質問ありがとうございます。まず前提として、何でこの制度が必要なのかというところやと思うんですけども、いろいろ個人的に動かれるときとか、そういった後援会とかいうところは皆さん頼りにしているところやと思うんですけども、議会全体を考えたときに、果たしてそういった市民意見が本当に反映されているのかどうかとかというところの検証ではないですけども、第三者的な目というのが今のところ

ろない状況でございまして、もっと市民参画を促す部分が一つというのと、議会運営の中でそういった検証が一つ要るのではないかとというところで議会運営を見ていただく目が要るのではないかとというところで、こういったサポーター制度をこの委員会で検討することによろしいですかというところで、オッケーですよということでこの小委員会を動かして、こういう制度を何とか考えてきたところでございます。

なので、大前提としてこの制度を考えましょうというところに一回皆さんに投げさせていただいていると思うんですね、こういう制度が鳥羽市議会に必要やと思うんですけれどもいかがですかというところで。もちろん尾崎委員もいていただいた場で皆さんの同意を持って今回進めてきたところでございますので、そのあたりはご理解いただければいいのかなというふうにも思います。

もう一つ、その守秘義務があるものとかそういったものはどうなのかというところやとは思いますが、基本的に公開している委員会、本会議等々を見ていただいたりですとか、また、会議、各委員会でそういった声を聞いてみたいとかというところでの運用になるかなとは思いますが、その辺のところの運用は各委員会ですとかそういったところが気をつけていくべきところかなという気がしますが、特に我々会議する中で、じゃ、そういうケースはどうなんやという一個一個の細かいケースのところまではまだしていないところが現状でございまして、運用の中でどうしてくかというところはこれからになってくるかなというふうに思います。

○尾崎 幹委員 まだということやな、定義を示していかなあかんということやな、今から。

○山本哲也委員長 はい。

○尾崎 幹委員 分かりました。まだやいうことやね。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いしますけれども、年齢ですけれども、18歳以上というふうになったのはなぜかというのが1点。それから、男女の比というのはこれ出ていません。公募ですから今の状況から見るともう男性が圧倒的に多いんじゃないか、公募というふうに思われます。できればジェンダー平等の観点から、こういったサポーターの皆さんは多様な意見を議会に対して投げかけていただきたいという意味では、同数ぐらいになるのいいんじゃないかと僕は思うんです。

それで、議長が委嘱できるということがありますもので、そのあたり配慮していただいているかも分かりませんが、委員会の議論どうなったかというのをお尋ねします。

○山本哲也委員長 ご質問ありがとうございます。

まず年齢が18歳以上というところに設定した理由は、やはり選挙権を有するところという話やったような気がするんですけれども、委員の皆様、よかったですよ、たしかね。まずそういう形で18歳以上というふうに置かせていただいたというふうに考えております。

戸上委員もおっしゃっていただいたように、これ蓋開けて男性ばかりですとか偏り、年齢の偏りですとか地区の偏り、職業の偏りとかいろんな偏りが公募ですので考えられるかなというところがあって、その辺も含めて、そうなったときに、じゃ、議長の推薦という形で足りない部分を何とかお願いしたりとかということが

できないだろうかというところの、そういう場合考えられる保険として何とかそういうふうな形でなるべく、おっしゃっていただいたようにいろんな世代、いろんな職業、いろんな地域の方に出ていただきたいなというふうに考えておまして、四日市さんですとかはもう各地区から何名とかそういうふうな形でやっておったんですけれども、そのやり方ですとちょっと無理が出るかなとかいろいろあるかなと思いますので、最初ということで何名応募していただけるかちょっと読めませんけれども、多く見積もって10人ぐらいとさせていただいておるのが、ぐらいではないかなというところが委員会でもいろいろと話が出たところでございます。

なので、その辺のバランスですとかそういったところも何とか配慮しながら、多様な声が議会サポーターとしての役割を持ってもらえるような感じになるといいなというふうには思っております。よかったですか、こんな感じで。

戸上委員。

○戸上 健委員 年齢18歳以上というのは僕何で質問したかといいますと、各地で高校生議会というのも取り組まれていて、市内の高校生の意見を市政にも反映させるし、議会もそれを参考にするというのがあります。議長から委嘱があったとしても高校生は18歳以下ですから対象外ということになります。果たしてそれでいいのかなと。年齢別に設ける必要はなかったんじゃないかなというふうに僕思うんですけれども、あえてそれにこだわられません。

今、委員長説明のとおりで理解します。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。正直そのアンダーのところの検討は特に委員会でもなかったと思うんですよ。そのシティズンシップの教育とまた別で機会は考えようかというところはあったかなと思うんですけれども。

○戸上 健委員 分かりました。

○山本哲也委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 先ほど戸上委員のほうから出た18歳のところは、私たち小委員会で、四日市さんは特にもう数年前からこれに一生懸命サポーター制度導入されていたので、そちらのほうに見学に行かせていただいた中で、四日市さんはこれとは別で高校生議分会を分けてやられているというような形だったと思うんです。またそれも執行部を中心としていろいろやられていたりとかしていて、これに関してはまたいろんな先行していて、もっとも四日市さん広く深く意見を聴取するところまであったんですけれども、いなべ市さんも今やられて、四日市さんを参考にこういうようなサポーターの仕組みを取られているということだったので、今回はそういうところから高校生はまた一旦置いておいてということとさせていただくように皆さん意見が出たかと思うんです。

もう少しよろしいですか。

○山本哲也委員長 どうぞ。

○濱口正久委員 この目的の中に、市民の方にもっと市議会と距離を詰めていただこう、広く市民の意見を聞いていこう、市議会って何やっているか分からへんとかという部分があったかと思うんです。そこからもうちょっと広く市民の人たちに知ってもらうために、公聴機能の中でモニターであったりとか議会だよりであったりとか、議会の放送に対することのようにしっかりと見ていただいて、そこから参考意見にさせていただこうとい

うことが恐らく入り口にあったと思うんです。それから、もし議長がこれは必要だと認めた場合は調査に対する意見を求めるとかってあったと思うんですけれども、今回はとにかく今までなかったことなので、こういうふうな形でもう一つ市民のほうに下りていって、市民の人たちがもう少し議会を身近に、皆さん個人ではいろんな活動されていると思うんですけれども、議会としてどういうことをしているんやということをしっかりと見ていただく方向が必要なのかなということで今回こういうふうになったかと思うので。

戸上委員が言われていることも、尾崎委員が言われていることももっともやと思いますけれども、今のところは多分入り口としてこういうところから、先行としてすぐ全国的にもしっかりされている四日市さんの事例を、きちんと法にのっとってどういうふうなところまでならオッケーやということも調べさせていただいて、いろいろな意見聴取させていただいたところだったと思うんですけれども、そうですね。

○山本哲也委員長 補足ありがとうございます。

じゃ、尾崎委員。

○尾崎 幹委員 四日市、谷口君やったと思うんです、これやっとなと。それと小林議員が推薦したという。僕もちよっとこれはあったもんで、四日市で。ただやっぱり市民の声が届かんのですよ、四日市は。うちはまだ届いているほうだと思います。それでなくても、ミライトークもやっている。いち不安は、この人数にしても10人程度ってこれで絞っていますけれども、20人来たらどうするのとか30人来たらどうするのというそういう議論はなかったんですか。

できるものなら、これはやっぱり知りたいと思ったら50人でも100人でも来たときに、それをやっぱりどうやって調整するかというのは四日市はやっておったはずなんさな。ある程度の壁があつてというような流れやったと思うんですけれども、それはうちに置き換えたら10人程度やという考え方になったのは分かるけれども、これ興味持ってきたらやっぱり俺参加して無理言うてくるぞと、もう各これ12人いますけれども、みんな後援会から1人出てきたら12人はやっぱり物言いたいぞという奴は、やっぱり政治に興味あるいう人はやっぱり物言いたいと思うんです。そういうときのやっぱり程度とかそういうのはどういう考え方を持って10名程度となったのか。増えたら増えただけええやん。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。我々最終的な目標的には市民総サポーターというのが、市民の全員、皆さんが登録してもらってサポーターになっていただくというのが理想かなというふうには思うんですけれども、四日市さんの視察に行かせていただいて、四日市さんも公募枠持っていらっしゃるんですけれども、たしか公募の人数が鳥羽市に置き換えると、鳥羽市やとこれ10人も来おへんというぐらいの割合やったんです。1桁ぐらいですね、四日市の人口で。これだけ長いこと続けてきたサポーター、モニター制度が、制度の中で一般公募枠が1桁というところで、それを鳥羽市に置き換えたところ、もう公募が8人やったそうです、今年度、5年度が。なので鳥羽で置き換えると0.8人ぐらいになってくるのかな。1人ぐらいとかになっちゃうので、それで10名でも結構頑張って多く見たという感じなので、これが20人とか行く行くは30人とかになれば僕はいい制度かなと話やと思いますので、その辺は目指していきたいなというふうには思うんですけれども、まずは10人でスタート切ってみようではないかというところで、今回の人数設定ということでご理解いただければなというふうに思います。

○尾崎 幹委員 これからやね。

○山本哲也委員長 はい、これからなんです。

どうですか。

世古委員。

○世古安秀委員 9回にわたっていろいろ小委員会をつくっていただいた案ということで本当にありがとうございます。設置要綱の第7条（募集及び選考方法）の中に、市議会サポーターは、公募とする。ただし、議長は必要と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができるというふうな一文がありますけれども、これ先ほど四日市の例から言えば今回は8人ぐらいということではなかなか応募は少ないんじゃないかというふうなところなんですけれども、一般の公募とそういう議長が必要と認めたということですから、推薦を依頼することができるこの辺のバランスというか、鳥羽市にはいろいろな機関、いろいろな委員会とかそんなんですとほとんど各種団体とかに推薦依頼というふうなところを出してもらうということができるもので、地域別もそうですし、地域もいろいろなところから出てきてほしいし、年代も含めて、あと職業とかそういうふうな団体もそういうところから出てほしいというのもあるんですけれども、何かそういう委員の中でこういうふうな推薦と応募とバランスというふうな議論は何かあったのかな、どうかと思いましたんですけれども、それだけちょっと。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。特に何対何ではないといかんよねとかという話ではなくて、実際本当にどれだけ来てもらえるかが分からない状況で開けたところ勝負のところがあるので、最初はなかなか制度の広がりもない中で大変多くの公募というのは正直あまり見込めないのではないかなというのが、分からないですよ、逆にどっと来てくれるかもしれませんし本当に分からない状況なので、その辺は一回ちょっと募集させていただいて応募状況見ながらというところでもいいのではないかなというふうに思います。

仮に1名応募で、あと9人を推薦依頼することになったとしても、それはそれでもいいかなとも思いますし、取りあえずスタートさせたいというところの部分で何とか皆さんにも、これ何なんと聞かれたときに、その狙いであるとか内容のところをしっかりと伝わるように伝えていただいて、一人でも多くの方が理解しながら応募していただけるような環境をつくっていただければなというふうに思います。

○世古安秀委員 ありがとうございます。やっぱり議会に関心を持ってもらうということが一番大前提で大きな目的であると思いますので、一人でも多くの方に議会の活動とか議会に対しての関心を持ってもらうということが、それがどんどん広がってくるということが大事だと思いますので、そういう方向でぜひ。まずやるのがやっぱり大事だと思いますので、何もやらんとおってというわけにはいきませんので、まずスタートしていろんなやり方をまたステップアップしていったらいいかなと思います。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○尾崎 幹委員 目的のところ、これ入れたらいいかなのは分かんないけれども、投票率を上げる、これ四日市は投票率を上げるためにやったんだったかなと思って、12年前やったかな、谷口が上がったとき、その後援会長が森由起子やったかな、今の国会議員、あれがが一が一言ってサポーター制度をつくろうではないかという議論になったと思うんだけれども、ここに投票率を上げるためのやっぱり市議会の理解をやっぱり宣

伝してもらうような役目も、そんなのはやっぱり入れると次長どうなんですか。サポーターですから、やっぱり投票率上がってこそやっぱり議会の認識が上がるとか。

今から本当に僕がやったときは８９％やったかな、ひどいと、神島なんか９５％という投票率やったんです、それが前回６３ぐらい。かなりやっぱり下がっていったという部分があって、そういうのもやっぱりサポーターの一つではないかなと思うんですけども、そういうのはこの議会に対してということだけになってくるんかいな、一遍そこらへんちょっと教えて。

○山本哲也委員長 次長。

○平山次長兼議事総務係長 すみません。確かに投票率上がるのはすごく大事かとは思うんですけども、確かにこのサポーターの制度をやっていくことによって成果としてそういう投票率が上がっていくという結果に結びつくというなとは思うんですけども、このサポーターの目的としての、直接の目的ではちょっとないのかなというふうには思いますので。それでこの目的に基づいて動いていくことによって投票率が上がるというのはあり得るかとは思うんですけども、ここに直接書き込むものではないのかなというふうには認識のほうしています。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

戸上委員。

○戸上 健委員 （職務）で１に議会だより、議会放映等に関する参考意見（文書等による）を述べるというようになっております。議会放映等というふうになるとユーチューブを見てということになりますよね。私は実際に傍聴に来ていただいてリアルに全体を見ていただいたほうが、より俯瞰的に認識していただけるんじゃないかというふうに思いますのが１点と、各常任委員会も範疇に入っていますけれども、それもユーチューブを通じてということになりますよね。予算決算の常任委員会なんかはもう執行部席が満員で、このサポーターさんの座席取るのは難しいとは思いますが、モニターとして本会議も傍聴したいと、常任委員会も傍聴したいといった依頼があった場合は、それはオーケーなのかどうかという点を教えてください。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。もちろん傍聴に来ていただくとかというのは大賛成でありまして、ぜひとも多くの方にこの生の現場でその緊張感ですとかそういうのは感じていただきたいというのがあるんですけども、それだけを表記してしまいますと、お昼やと行けないわとかということで応募を諦めたりですとかそういったのにもつながるかなというところで、こういう書き方、放送等とかということで議会を見ていただくことというところで表現をさせていただいております。なので、実際に来て見ていただける方にはぜひ実際に来て見ていただきたいなとも思いますし、それが無理な方でも放送とかを見ていただくことで、このサポーターとしての職務というか役割は果たしていただけますよということでこういう表現をさせていただいております。傍聴等とかの表現を直接入れるべきだというのであれば、ちょっとその辺もまた考えて入れたいなというふうに思いますので。

○戸上 健委員 わかりました。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

議長。

○河村 孝議長 まずもって小委員会の皆さん、ありがとうございます。ここまでの9回、会議等々、視察もしていただいて、ここまでのものをつくっていただいたことを感謝申し上げます。

それで、戸上委員がおっしゃっていた現場での傍聴というところは、私もぜひこの職務のところにはあまりきつい縛りはかけないで、何かしら例えば委員会や本会議場での傍聴を積極的にお願したいみたいな感じのそういったものというのは明記してもいいのかなと思います。苦肉の策で委員長のほうから放映等に関する参考意見等々というところに枠を広げたと、縛りをかけ過ぎないようにという説明があった、よく分かります。ただ、努力義務というか、議会としてはやっぱり生の現場の雰囲気であったり声を聞いていただきたい。やっぱり初めて傍聴された方というのは、いろいろ今までも意見聞いてきていると、結構感動したという意見が多いものですから、ぜひその生の雰囲気を味わってもらえるようなところで、（職務）のところになんとか上手な文言でつけ加えていただけると私としてはありがたいなと思うんですけども、委員長、いかがでしょうか。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。（職務）という書き方があれなのかもしれないですけども、職務と書いてしまいますと、傍聴が職務になっちゃうかなというところになるので、その辺の書き方も含めて何とか、募集要項とかそういったところでも積極的な傍聴をお願いしますですとかそういったところで傍聴への誘いと言いますか、そういったところは積極的にしていきたいなというふうにも思います。議長もご意見ありがとうございます。

議長。

○河村 孝議長 それともう1点なんですけれども、要件のところの4条の2項で、前項の規定について議長の推薦による場合はこの限りではないというところで議長の権限を明記してあるんですけども、一方で、募集及び選考方法のところの第7条はまずサポーターは公募だと。ただし書として、議長は必要と認めた団体等に対し適任者の推薦を依頼することができるというところを書いてあるので、この書き方だと、議長の推薦の権限はなくて、議長が必要と認めた団体等に対して推薦を依頼するという形の文言になっています。一方で、4条は議長の推薦によるというところを指していますので、この辺の文言の整理をもう少ししたほうがいいのかなというふうに思いますので。

そのこの部分も、例えば先ほど尾崎委員がおっしゃっていたようなところで、数のところで、例えば公募で集まらなかったとなると、その次にまたいろいろ考えなきゃならない中で、柔軟に運用するならば、その議長の団体だけではなくて個人もしくは瀬崎委員が触れていたような学識経験者であったり有識者であったりそういったところを、公募で集まらなければまずは入れてみようかというようにところも選択肢としては一つあると思うので、そういったところでも推薦できるような形で、次の議長は誰がなさるかは分からないけれども、ルール上はそういうふうに幅を持たせたほうがいいのかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。この7条と4条の（要件）の表記のところだと思うんですよ。多分これ表記の問題というか書き方のところで多分やろうとしていることですか、どういうことを担保しておきたいかという狙いのところは多分皆さんご理解いただいていると思いますので、その辺はちょっと事務局とまた相談しながら、表記のほうはちょっと検討をしたいというふうに思います。ありがとうございます。

南川委員、いかがでしょうか。

○南川則之委員 ありがとうございます。本当に小委員会9回していただいてありがとうございます。それと四

日市という先進の事例も見えていただいております。

今委員長が言われたように、私は取りあえずやってみるという、今までやっていなかったところで議会をいろいろ認知してもらえないところがあるということで、まずはやるということが必要だと思います。それでやってみた中で改善するところ、多分四日市もそうやったのかなと思いますので、どんどん改善しながら、この鳥羽市の議会を市民総サポーターになってもらっていろんな意見がいただけると。

それと、日頃議長が言うように私には執行権ないというところがあって、執行権のある市長に対してもしっかりとした意見を言うていく限りは、いろんな声を大切にしながらやっていくというのが一番いいかなと思いますし、尾崎委員が言われたように、自分たち、私が抱えておるそういう支援していただくところの声も大事やけれども、全体的な声を聞きながら議会として捉まえて、執行部にしっかりと意見をしていくということが一番大事だと思います。まずは始めていただくということが大事だと思いますので、委員長が言われたように、文言の整理とかいろいろまだしてもらわないかんことがありますけれども、ぜひ前向きに考えていただきたいなと思います。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。応援していただいたということで。

○尾崎 幹委員 もう1点だけ。

○山本哲也委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 議会が一番おもしろいって委員会やと僕は思うとって、やっぱり委員会質問とかもうその場でやり取りを見てもらう、これは一番放映よりはこの現場へ来て、何せ委員会の傍聴はほとんどおらへんですよ、うちは。これ絶対一番おもしろい部分やと思うもので、そういうのをやっぱりちゃんと広めてもらうような流れをしてもらうと、その場で質問と答弁とのやり取りが見られるというのは、本会議、一般質問もそうなんやけれども、そうではなしにもっとリアルにソフトの部分がやり取りできるよって、こういうのをやっぱり見ってもらうと、サポーターの喜び、またそれが次につながってくると思いますので、何かそういう流れになるような目的の中に入れてほしいもので先ほども言っただけで。そこら辺ちょっともう一遍議論してもらえればありがたいと思います。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。その辺の運用の仕方ですとか、どういったところで各委員会がこの制度を活用するかというところはこれからも必要などころかなというふうに思います。

そのほか皆さんのほうからご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○山本哲也委員長 それでは、本日いただきました意見をちょっとまたこれ案に反映しまして、後日改めて協議をさせていただきたいというふうに思います。また、すみませんけれども、お時間いただきまして皆さんのほうに提示できればなというふうに思います。

あとよろしかったですか、皆さんのほうからご意見よかったですか。

(「はい」の声あり)

○山本哲也委員長 では、次に協議事項2その他について、委員の皆様より何かご意見、ご提案等はございませ

んでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○山本哲也委員長 ないようですので、本日の協議事項は全て終了といたします。

これをもちまして議会改革推進特別委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(午後 1時45分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年9月17日

議会改革推進特別委員長

山 本 哲 也